

ウェブ報告システム開始に伴う補足事項

インターネット上で公表・縦覧します

設立認証申請時（※1）、オンライン・紙提出問わず、インターネット上（※2）で公表・縦覧します。

※1 定款変更認証申請、合併認証申請を含みます

※2 ウェブ報告システム又は市ウェブサイトに掲載します

オンライン提出の場合、住民票（写）の添付が不要です

住民票（写）の添付が必要な手続（※）について、オンラインで提出する場合は添付が不要です。ただし、就任承諾及び誓約書（写）（自署または押印したもの）はPDFで添付が必要です。

※設立認証申請、役員変更等届出、合併認証申請

登記事項証明書（原本）は別途提出が必要です

登記事項証明書（原本）の添付が必要な手続（※）について、オンラインで提出する場合は、登記事項証明書（原本）を別途、郵送又は来課により提出していただきます。

※設立登記完了届出、定款変更登記事項証明書提出書、合併登記完了届出、解散届出、清算終了届出